

院内感染防止対策に関する取り組みについて

◆院内感染対策に係る基本的な考え方

医療機関においては感染症の患者さんと感染症に罹患しやすい患者さんが同時に存在していることを前提に、医療行為を行う際に起こりうる患者さん・職員への感染症の伝播リスクを最小化するために、全ての患者さんに「標準予防策」の観点に基づいた医療行為を実践し、合わせて感染経路別の予防策を実施しています。感染症が発生した際には、拡大防止のためにその原因を速やかに特定して、これを制圧・終息させることが重要であると考えています。

◆院内感染対策に係る組織体制、業務内容

院内に、医師・看護師・薬剤師・臨床検査技師等の多職種で構成される感染制御チーム及び抗菌薬適正使用支援チーム及び感染対策委員会を設置し、以下の取り組みを行っています。

- 患者さんや職員に対する、手洗い・咳エチケット（マスクの着用など）の推進
- 院内感染予防や抗菌薬の適性使用に必要な職員教育
- 快適な療養環境を保つための定期的な回診の実施
- 針刺し・体液曝露事故発生時の状況把握と再発防止対策の検討
- 院内感染に関する調査・集計・拡大を防ぐ方針の検討 等

◆抗菌薬適正使用のための方策

- 広域スペクトラム抗菌薬、抗 MRSA 薬などの特定抗菌薬には使用制限をかけています
- 使用症例について情報共有を行い、必要に応じて感染対策チームが回診を行っています
- 院内マニュアルの策定、定期的な勉強会の開催、抗菌薬使用のコンサルティングを行い、抗菌薬の適正な使用方法を職員へ周知しています
- 抗菌薬を新たに採用する際には、適正使用方法の策定を行っています

◆他の医療機関等との連携体制

他の医療機関、保健所、地域の医師会と定期的に院内感染対策に関するカンファレンスを行い、有事の際に速やかに連携できるよう、必要な情報やその共有方法について協議しています。